

災害時における在宅酸素療法患者に対する医療救護活動の協力に関する協定書

札幌市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、災害時における在宅酸素療法患者に対する医療救護活動の協力（以下「協力」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施する医療救護活動に係る甲及び乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項及び要請）

第2条 甲は、災害の発生等により、次に掲げる事項について必要が生じた場合は、乙に対し、協力を要請するものとする。

（1）乙の施設において在宅酸素療法患者（以下「患者」という。）に対し、酸素供給又は患者が持参した酸素濃縮器等への電源供給をすること。

（2）前号に掲げるもののほか、甲又は乙が必要と認める事項

2 前項の要請は、原則として、文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより文書に先行して要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は前条に規定する協力事項について、可能な限り協力するよう努めるものとする。

2 災害の規模等に応じて、乙が必要と認めたときは、前条の要請に先行して、自発的に協力を開始するものとする。

3 乙は、甲から求めがあったときは、実施状況を別紙（様式1）により報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 甲は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、第2条に規定する協力事項において、乙が負担した次に掲げる経費について負担するものとする。

（1）乙が使用した物品、消耗品等の経費

（2）前号に掲げるもののほか、甲が必要と認めた経費

2 甲は、乙から前項の経費の請求があったときは、請求内容の確認を行い、経費を負担することが適当であると認められるときは、遅滞なく乙に支払わなければならない。

（燃料等の優先的供給）

第5条 甲は、乙の協力に当たり、燃料や電力の優先的供給に関し、関係機関との調整を行うものとする。

(連絡担当者)

第6条 甲及び乙は、本協定に関する連絡担当者を別途定めるものとし、変更が生じた場合は、速やかに相互に通知するものとする。

(平常時の取組)

第7条 甲は、協力の円滑な実施を図るため、平常時において、乙に必要な情報の提供を行うものとする。

2 乙は、甲が行う訓練等への参加に努めるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この期間満了の2か月前までに、甲乙のいずれからも書面による協定解除の通知がないときは、さらに1年間この協定を延長するものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市
市長 秋 元 克 広

乙